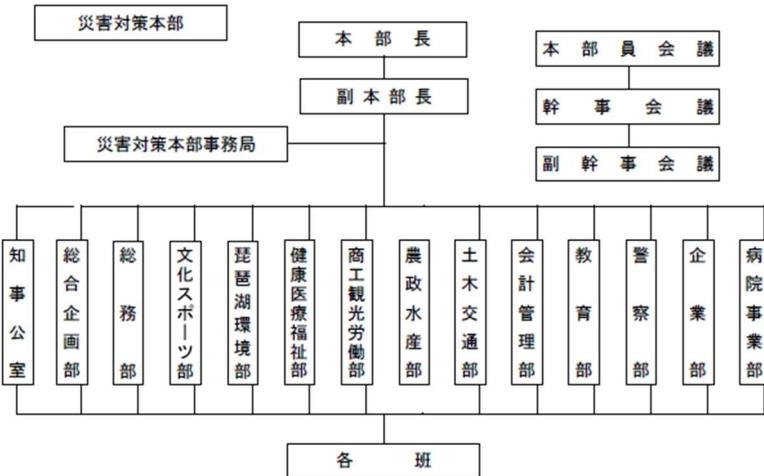
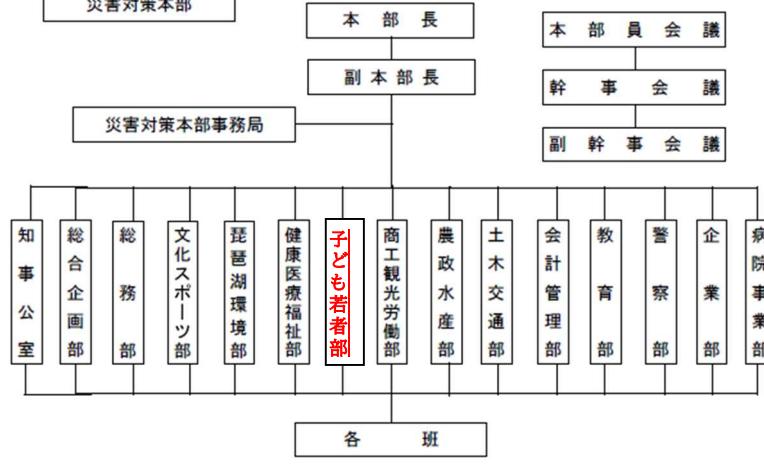


滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

頁	修正前	修正後	修正理由
共通	保健医療調整本部 保健医療調整本部長	保健医療 <u>福祉</u> 調整本部 保健医療 <u>福祉</u> 調整本部長	令和4年7月22日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し
	第1章 総則	第1章 総則	
	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	
	第1 滋賀県の地域特性等	第1 滋賀県の地域特性等	
2	2 気象 福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値（ <u>1981年～2010年</u> ）で4.1m/sである。	2 気象 福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約40%）、次いで北から北北西の風が多く（約25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値（ <u>1991年～2020年</u> ）で4.1m/sである。	平年値期間の更新

頁	修正前	修正後	修正理由												
2	(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～ <u>2019</u> 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～ <u>2019</u> 年 12 月)	(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～ <u>2023</u> 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～ <u>2023</u> 年 12 月)	統計期間最終年の更新												
	3 琵琶湖	3 琵琶湖													
	■計画の対象となる原子力事業所	■計画の対象となる原子力事業所													
4	<table border="1"> <tr><td>事業所名</td><td>大飯発電所</td></tr> <tr><td>事業者名</td><td>関西電力株式会社</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大飯郡おおい町大島<u>1</u></td></tr> </table>	事業所名	大飯発電所	事業者名	関西電力株式会社	所在地	大飯郡おおい町大島 <u>1</u>	<table border="1"> <tr><td>事業所名</td><td>大飯発電所</td></tr> <tr><td>事業者名</td><td>関西電力株式会社</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大飯郡おおい町大島</td></tr> </table>	事業所名	大飯発電所	事業者名	関西電力株式会社	所在地	大飯郡おおい町大島	原子炉設置許可申請書に記載の所在地に整合
事業所名	大飯発電所														
事業者名	関西電力株式会社														
所在地	大飯郡おおい町大島 <u>1</u>														
事業所名	大飯発電所														
事業者名	関西電力株式会社														
所在地	大飯郡おおい町大島														
	<table border="1"> <tr><td>事業所名</td><td>高浜発電所</td></tr> <tr><td>事業者名</td><td>関西電力株式会社</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大飯郡高浜町田ノ浦<u>1</u></td></tr> </table>	事業所名	高浜発電所	事業者名	関西電力株式会社	所在地	大飯郡高浜町田ノ浦 <u>1</u>	<table border="1"> <tr><td>事業所名</td><td>高浜発電所</td></tr> <tr><td>事業者名</td><td>関西電力株式会社</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大飯郡高浜町田ノ浦</td></tr> </table>	事業所名	高浜発電所	事業者名	関西電力株式会社	所在地	大飯郡高浜町田ノ浦	同上
事業所名	高浜発電所														
事業者名	関西電力株式会社														
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦 <u>1</u>														
事業所名	高浜発電所														
事業者名	関西電力株式会社														
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦														
	第2 前提となる事態の想定等	第2 前提となる事態の想定等													
5	<p>(5) 拡散予測を行う日の選定</p> <p>平成 22 年（2010 年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電（株）敦賀発電所、関西電力（株）美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力（株）大飯発電所、関西電力（株）高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中 9 時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が<u>低い</u>（～ 1 m/s）日を選定する。</p>	<p>(5) 拡散予測を行う日の選定</p> <p>平成 22 年（2010 年）のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電（株）敦賀発電所、関西電力（株）美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力（株）大飯発電所、関西電力（株）高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中 9 時から 15 時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が<u>小さい</u>（～ 1 m/s）日を選定する。</p>	表記の適正化												
	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱													

頁	修正前	修正後	修正理由
13	11 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	11 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所) <u>(大戸川ダム工事事務所)</u>	不足機関の追加
16	第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策 (知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会、企業庁)	第10節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策 (知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、農政水産部、教育委員会、企業庁)	組織改編による
	第2章 災害事前対策	第2章 災害事前対策	
19	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、農政水産部、土木交通部)	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、農政水産部、土木交通部)	組織改編による
	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	
21	<u>(新規)</u>	<p>7 障害者の防災情報取得等に関する施策の推進</p> <p><u>県および市町は、障害の種類および程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう</u>にするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。</p> <p><u>県および市町は、障害の種類および程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行う</u>ことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努める。</p>	防災基本計画の修正による
	第6節 災害応急体制の整備	第6節 災害応急体制の整備	

頁	修正前	修正後	修正理由
	第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	
	3 職員配備体制等の整備	3 職員配備体制等の整備	
25	(3) 災害対策本部体制の整備 ■ 県本部体制 	(3) 灾害対策本部体制の整備 ■ 県本部体制 	滋賀県災害対策本部要綱の改正
29	第7節 避難収容活動体制の整備 (知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、商工観光労働部、土木交通部、教育委員会)	第7節 避難収容活動体制の整備 (知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部、土木交通部、教育委員会)	組織改編による
	第2 避難所等の整備等	第2 避難所等の整備等	
	1 避難所等の整備 県は、関係周辺市に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が	1 避難所等の整備 県は、関係周辺市に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が	防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
	確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。	確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、 <u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、</u> 住民への周知徹底を図るよう助言する。	
30	6 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。	6 被災者支援の仕組みの整備 県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、 <u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの</u> 被災者支援の仕組みの整備等に努める。	同上
	第 10 節 緊急輸送活動体制の整備	第 10 節 緊急輸送活動体制の整備	
	第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備	第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備	
34	8 民間事業者等に対する周知 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、</u> 民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも <u>事前届出を積極的にする</u> など、その普及を図る。	8 民間事業者等に対する周知 県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、 <u>緊急通行車両として、災害発生より前において、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受けることができる</u> ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、 <u>自らも緊急通行車両の事前の確認を積極的に申し出るなど、</u> その普及を図る。	災害対策基本法施行令の改正と、警察庁通達の改正に伴う制度変更のため
	第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	第 11 節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	
	第 3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備	第 3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備	
	2 原子力災害医療体制の整備	2 原子力災害医療体制の整備	
35	<u>(新規)</u>	<u>(6) 甲状腺被ばく線量モニタリング実施体制の整備</u> <u>放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に</u>	原子力災害対策指針の

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>把握し、被ばく線量を推定するため、県は、国・原子力災害医療協力機関・原子力事業者・原子力災害拠点病院・高度被ばく医療支援センター等と連携し、避難住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を検討する。</u>	改正による
36	第12節 住民等への情報伝達・相談体制の整備 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、警察本部、企業庁)	第12節 住民等への情報伝達・相談体制の整備 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、警察本部、企業庁)	組織改編による
37	第3 要配慮者への情報伝達 県は、原子力災害の特殊性を考慮して、国、県警察と連携し、関係周辺市の行う要配慮者および一時滞在者への情報伝達について、周辺住民や自主防災組織等の協力を得ながら、円滑に行われる体制を平常時から整備されるよう協力する。 なお、在宅の要配慮者に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅の要配慮者に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう協力する。	第3 要配慮者への情報伝達 県は、原子力災害の特殊性を考慮して、国、県警察と連携し、関係周辺市の行う要配慮者および一時滞在者への情報伝達について、周辺住民や自主防災組織等の協力を得ながら、円滑に行われる体制を平常時から整備される <u>等、必要な施策が講じられる</u> よう協力する。 なお、在宅の要配慮者に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅の要配慮者に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう協力する。	防災基本計画の修正による
38	第13節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有および国際的な情報発信 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、教育委員会、警察本部)	第13節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有および国際的な情報発信 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、教育委員会、警察本部)	組織改編による
	(略) 4 県は、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うに際しては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると	(略) 4 県は、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うに際しては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると	防災基本計画の修正に

頁	修正前	修正後	修正理由
	ともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努める。	ともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>	よる
	第 16 節 防災訓練の実施等	第 16 節 防災訓練の実施等	
40	<p>第 1 訓練計画の策定および実施</p> <p>県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部等の設置運営訓練 ②オフサイトセンターへの参集訓練 ③緊急時通信連絡訓練 ④緊急時モニタリング訓練 ⑤大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練 ⑥原子力災害医療訓練 ⑦住民等に対する情報伝達訓練 ⑧周辺住民避難訓練 ⑨人命救助活動訓練 <u>(新規)</u> 	<p>第 1 訓練計画の策定および実施</p> <p>県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部等の設置運営訓練 ②オフサイトセンターへの参集訓練 ③緊急時通信連絡訓練 ④緊急時モニタリング訓練 <u>(削除)</u> ⑤原子力災害医療訓練 ⑥住民等に対する情報伝達訓練 ⑦周辺住民避難訓練 ⑧人命救助活動訓練 <u>⑨避難中継所設営訓練</u> 	<p>大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練は、緊急時モニタリング訓練の中で実施しているため、削除</p> <p>避難中継所設営訓練を単独実施できる訓練項目として追加</p>
	第 3 章 緊急事態応急対策	第 3 章 緊急事態応急対策	
42	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保 (知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部、企	第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保 (知事公室、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、	組織改編による

頁	修正前	修正後	修正理由
	業庁)	農政水産部、企業庁)	
42 共通	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 1 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 1 情報収集事態が発生した場合 原子力規制委員会・ <u>内閣府合同情報連絡室</u>	防災基本計画の修正による
43 共通	2 警戒事態が発生した場合 原子力規制委員会	2 警戒事態が発生した場合 原子力規制委員会・ <u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>	
43 共通	3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合 原子力規制委員会	3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合 原子力規制委員会・ <u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>	
44	第2 応急対策活動情報の連絡等	第2 応急対策活動情報の連絡等	
	2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 原子力規制委員会	2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡 原子力規制委員会・ <u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>	防災基本計画の修正による
55	第4節 住民等への情報伝達・相談活動 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部、警察本部)	第4節 住民等への情報伝達・相談活動 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部、農政水産部、警察本部)	組織改編による
57	第5節 避難、屋内退避等の防護措置 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会、警察本部、企業庁)	第5節 避難、屋内退避等の防護措置 (知事公室、総合企画部、琵琶湖環境部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部、農政水産部、土木交通部、教育委員会、警察本部、企業庁)	同上
	第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施	第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施	
61	11 県は、 <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u> 、原子力災害が発生した場合、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。	11 県は、 <u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合</u> 、感染症対策の観点を取り入れた防護措置を実施する。	防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>第5 避難所等 (略)</p> <p>5 各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p> <p><u>指定避難所等における</u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第5 避難所等 (略)</p> <p>5 各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進する<u>とともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点に配慮する。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><u>また、</u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による 令和5年6月に公布・施行された「性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の名称に準拠
	第9節 原子力災害医療計画	第9節 原子力災害医療計画	
	第2 原子力災害医療体制	第2 原子力災害医療体制	
68	<p>2 原子力災害医療体制を構成する機関</p> <p>(7) 高度被ばく医療支援センター</p> <p>構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研</p>	<p>2 原子力災害医療体制を構成する機関</p> <p>(7) 高度被ばく医療支援センター</p> <p>構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研</p>	高度被ばく医療支援センターの新規指定による

頁	修正前	修正後	修正理由
	究所、 <u>(新規)</u>	究所、 <u>国立大学法人福井大学</u>	る
	第 10 節 災害警備の実施	第 10 節 灾害警備の実施	
	第 9 交通対策	第 9 交通対策	
73	6 緊急通行車両の確認等 災害発生時においては、県警察は、 <u>緊急通行車両等事前届出済証により</u> 災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。	6 緊急通行車両の確認等 <u>県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進する。</u> 災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両 <u>を使用する者からの申出により</u> 、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。	災害対策基本法施行令の改正と、警察庁通達の改正に伴う制度変更のため
	第 11 節 自発的支援の受入れ等 (健康医療福祉部)	第 11 節 自発的支援の受入れ等 (健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u>)	組織改編による
	第 4 章 原子力災害中長期対策	第 4 章 原子力災害中長期対策	
76	第 7 節 被災者等の生活再建等の支援 (知事公室、総務部、健康医療福祉部、商工観光労働部、農政水産部)	第 7 節 被災者等の生活再建等の支援 (知事公室、総務部、健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u> 、商工観光労働部、農政水産部)	組織改編による
	<u>(1)</u> 県は、国、市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。	<u>1</u> 県は、国、市町と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。	防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(2)</u> 県は、国および市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p><u>(3)</u> 県は市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p><u>2</u> 県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</p> <p><u>3</u> 県は、国および市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成相談窓口等を実施する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p><u>4</u> 県は市町と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	
76	第10節 心身の健康相談体制の整備 (健康医療福祉部)	第10節 心身の健康相談体制の整備 (健康医療福祉部、 <u>子ども若者部</u>)	組織改編による
90	(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて ※原子力災害対策指針（令和 <u>4</u> 年 <u>7</u> 月 <u>6</u> 日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり	(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて ※原子力災害対策指針（令和 <u>6</u> 年 <u>9</u> 月 <u>11</u> 日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり	所要の使用前検査終了に伴い、緊急事態区分を判断するEALの枠組みが「5.」から「2.」に変更されたこと

頁	修正前		修正後		修正理由																
	<p>高浜発電所</p> <table border="1"> <tr> <td>1 号 機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr> <tr> <td>2 号 機</td><td><u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉および4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものおよび使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u></td></tr> <tr> <td>3 号 機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr> <tr> <td>4 号 機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr> </table>	1 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設	2 号 機	<u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉および4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものおよび使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>	3 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設	4 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設		<p>高浜発電所</p> <table border="1"> <tr> <td>1 号 機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr> <tr> <td>2 号 機</td><td><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</u></td></tr> <tr> <td>3 号 機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr> <tr> <td>4 号 機</td><td>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</td></tr> </table>	1 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設	2 号 機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</u>	3 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設	4 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設		とに伴う修正
1 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設																				
2 号 機	<u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉および4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものおよび使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>																				
3 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設																				
4 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設																				
1 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設																				
2 号 機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設</u>																				
3 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設																				
4 号 機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。） に係る原子炉の運転等のための施設																				

頁	修正前	修正後	修正理由
93	<p>全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p> <p>⑩原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>全面緊急事態を判断する E A L</p> <p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p> <p>⑩原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p>	原子力災害対策指針の一部改正に伴う修正
95	<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が…(略)</p> <p>警戒事態を判断する E A L</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	<p>7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が…(略)</p> <p>警戒事態を判断する E A L</p> <p>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p>	他区分の記載との整合

頁	修正前		修正後		修正理由
96	<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>(略)</p> <p>④原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	<p>施設敷地緊急事態を判断する E A L</p> <p>(略)</p> <p>④原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は<u>使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、および早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	原子力災害対策指針の一部改正に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由	
97	<p>全面緊急事態を判断するE A L <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>④原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>(略)</p>	<p>全面緊急事態を判断するE A L <u>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉を除く。)</u></p> <p>(略)</p> <p>④原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室または緊急時制御室)が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室)に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。</p>	原子力災害対策指針の一部改正に伴う修正